

(様式7号)

サービス、システム利用に係る確認事項

以下の項目については、契約時に市が行うチェック事項となります。SLA 締結時のものもありますが、事前に対応可能かどうか、チェックをお願いします。

※当該サービスとは、本プロポーザルにおいて、本市が提案を受けるものを指します（一般的にはクラウドサービス、ホスティングサービス、ハウジングサービス、ソーシャルメディアサービス等を指す）。

■確認事項

確認項目	回答	不可の理由 代替案等
当該サービスのサービス約款、利用規約、SLA を作成すること。	☐ 対応可 ☐ 対応不可	
日本の裁判管轄、法令が適用されること。海外への機密情報の流出リスクを考慮し、当該サービスを提供するリージョン（国・地域）を国内に指定すること。当該サービスにおいて、利用者のデータが海外に保存されないこと。	☐ 対応可 ☐ 対応不可	
当該サービスの中断時の復旧要件を基本契約又はサービスレベル契約(SLA)に規定すること。	☐ 対応可 ☐ 対応不可	
当該サービスの終了又は変更時における事前の通知等の取り決めや情報資産の移行方法を基本契約に規定すること。	☐ 対応可 ☐ 対応不可	
稼働率、目標復旧時間、目標復旧ポイント、バックアップの保管方法などの可用性に関する事項をサービスレベル契約（SLA）に規定すること。	☐ 対応可 ☐ 対応不可	
当該サービス提供者が、利用者の情報資産へ目的外のアクセスや利用を行わないように基本契約に定めること。	☐ 対応可 ☐ 対応不可	
当該サービス提供者における情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制について、公開資料や監査報告書（又は内部監査報告書・事業者の報告資料）の内容から確認ができること。	☐ 対応可 ☐ 対応不可	
当該サービス提供者若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、利用者の意図しない変更が加えられないための管理体制について、公開資料や監査報告書（又は内部監査報告書・事業者の報告資料）の内容から確認ができること。	☐ 対応可 ☐ 対応不可	
情報セキュリティインシデントへの対処方法について、市と当該サービス提供者との責任分担や連絡方法を取り決め、基本契約又はサービスレベル契約（SLA）に定めること。	☐ 対応可 ☐ 対応不可	

脅威（なりすまし、情報漏えい等）に対する当該サービス提供者の情報セキュリティ対策（セキュリティ製品導入、脆弱性対応等）の実施状況やその他の契約の履行状況の確認方法を基本契約又はサービスレベル契約（SLA）に規定すること。	☐ 対応可 ☐ 対応不可	
情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法について、基本契約又はサービスレベル契約（SLA）に規定すること。	☐ 対応可 ☐ 対応不可	
当該サービスが IaaS などのクラウドサービスを利用して構成されている場合、クラウドサービスベンダーにより、利用規約、各種設定が変更される可能性があるため、変更内容を事前に把握し、変更後も当該サービスが安定した稼働を維持する方法を基本契約又はサービスレベル契約（SLA）に定めること。	☐ 対応可 ☐ 対応不可	

※ 当該サービスについて、内容に不適切と考えられるものがある場合、代替の対策等を検討することがある。

※ 回答欄について、対応不可とした場合は、不可の理由欄にその旨を記載すること。